

## 高圧・特別高圧電気取扱

高圧若しくは特別高圧の充電電路の敷設若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務においては、高圧・特別高圧電気取扱特別教育を修了した者でなければ業務につくことはできません。（労働安全衛生法第 59 条、規則第 36 条）

今回開催します「高圧・特別高圧電気取扱学科特別教育」は学科講習であり、実技を行いません。

当協会では学科修了証を交付致しますので、実技講習については、各事業所で規定時間の実技を実施していただき、各事業所で証明をして下さい。（高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法：15 時間以上・充電電路の操作の業務のみの場合：1 時間以上）



高 圧：直流は750V超・交流は600V超で、7000V以下  
である電圧をいう。

特別高圧：7000V超の電圧

講習科目と時間数（学科講習）

講習科目	時間数	合計
高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識	1.5	12
高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識	2	
高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	5	
高圧又は特別高圧の安全作業用具に関する基礎知識	1.5	
関係法令	1	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

（注意）電気工事士の資格を有する者でも、特別教育の科目の省略はできない。

上級の資格について注意しなければならないことは、同じ労働安全衛生法令上の上級の資格でなければならないということです。

よく思い違いされている例として、電気技士など、電気関係の資格を有する者に対しては、安衛法令上の電気取扱業務に関する特別教育をする必要はないと考えられていることがあります。

電気技士の資格は経済産業省関係の資格であって、安衛法令上の電気取扱業務に係る特別教育の科目を省略できる上位の資格とはならないのです。

安全衛生に関しては安衛法令上の特別教育で修得しなければなりません。

資格の観点が違うからです。

